

## ○飲用井戸等衛生対策要領の実施について

(昭和六二年一月二九日)

(衛水第一二号)

(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚生省生活衛生局長通知)

最近改正 令和7年6月30日環水大管発第2506301号

水道行政については、かねてより特段のご配慮を願っているところであるが、近年、多種類にわたる有害物質等による地下水汚染の拡大や小規模貯水槽を持つ施設の不適切な管理等がみられ、飲用水の衛生確保に支障をきたすことが危惧されることにかんがみ、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道を対象とし、その衛生対策の充実を図ることを目的に、今般、標記要領の策定を行った。

については、左記の事項に十分留意し、この要領の円滑な実施につき格段の配慮を煩わせたく通知する。

### 記

#### 一 実施体制の整備

この要領に基づく飲用に供する井戸等及び水道法等の規制の対象とならない水道の総合的な衛生確保対策の実施に当たっては、事前に関係部局と十分調整し、体制の整備に努められたいこと。

なお、この要領に基づく対策を全面的に実施することが困難な場合には、当面、(一)飲用井戸については、地下水の汚染状況の把握に努め、その汚染地域に対し重点的に対策を実施し、(二)小規模貯水槽水道については、水道法に基づく簡易専用水道への規制及び条例、要綱等に基づく規制・指導の実施状況を勘案し、貯水槽規模に応じて段階的に対策を実施する等の措置を講じられたいこと。

#### 二 施設設置者等に対する協力要請

この要領に基づく対策が円滑に行われるよう対象施設の設置者等及び都道府県にあつては管下市町村に対し周知を図るとともに、その理解と協力を求められたいこと。

#### 三 都道府県条例等と要領との整合

都道府県、市町村又は特別区において、既に条例、要綱等の定めるところに従って飲用井戸等の衛生確保対策が十分に行われている場合には、この要領にかかわらず、その条例、要綱等に従って指導することは差し支えないこと。

#### 四 実施時期

この要領は、昭和六二年四月一日から実施されたいこと。